

豊後大野市民病院自動販売機設置事業者募集要項

豊後大野市民病院では、自動販売機（以下自販機）の設置業者を一般競争入札により公募します。

参加される方は、次の各事項を承諾の上、お申込みください。

1. 入札物件

入札物件は別表「貸付物件一覧表」のとおりとします。

2. 設置条件等

（1）契約について

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政財産の一部を貸し付けることとし、賃貸借契約となります。

（2）貸付期間

令和 8 年 11 月 1 日～令和 11 年 10 月 31 日まで（3 年間）

※自動販売機の搬入、設置については施設管理者と協議すること。

（3）設置自販機の種類

物件番号 1 清涼飲料水の自販機（缶・瓶・ペットボトル等密閉容器の販売。）

物件番号 2 清涼飲料水の自販機（缶・瓶・ペットボトル等密閉容器の販売。）

（4）設置者の費用負担

①貸付料

貸付料の総額（契約金額）は、落札価格に契約年数を乗じ、消費税相当額を加えた金額（落札価格×3 年×1.10）となります。

なお、年度ごとの貸付料は弊院が発行する納付書により指定する期日までに全額を一括納付してください。

②光熱水費

電気使用料金は実費負担となりますので、設置する自販機には電気の使用量を計る子メーターを設置してください。

電気使用料は、弊院が定める単価で算定した額とします。

なお、納入期限及び納付方法については別途協議することとします。

③設置費等

自販機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担となります。

（5）自販機の設置について

①本体規格については、物件の貸付寸法以内のものとしてください。

ただし、大きさに不具合が生ずる場合は協議するものとします。

②自販機の設置にあたっては、「自販機等の据付基準」（JIS 規格）や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じてください。

③自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めてください。

（6）自販機の機能等について

①自販機の機種は、省エネ法に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に

関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー効率の良い自販機の設置に努めてください。

②真空断熱材が採用されている機種としてください。

③「学習省エネ」「ピークカット」「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入したノンフロン対応機器など環境負荷の軽減に努めてください。

④できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。

⑤災害発生時や緊急事態が発生し停電になった場合でも対応できる災害救援ベンダー（充電電池搭載型）を設置すること。

（７）維持管理について

①フルオペレーション

自販機の設置から商品の補充、金銭管理、自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務は、設置事業者の責任において適切に行ってください。

②容器の回収

販売する飲料の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを自販機横に設置する等、適切に回収・リサイクルしてください。また、容器回収ボックスから、容器があふれないように回収を行ってください。

③搬入・搬出

商品の搬入、使用済容器の回収時間及び経路については、施設管理者と協議のうえ、決定してください。

④衛生管理

「食品衛生法」（昭和２２年法律第２３３号）や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ってください。

⑤緊急連絡先

自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応してください。利用者からのクレームについては迅速かつ丁寧に対応してください。

⑥販売価格

販売品の売価は、設置事業者により任意に設定してください。ただし、標準小売価格より高い価格では販売しないでください。

⑦販売実績の報告

設置事業者は１カ月の販売実績（自販機１台ごとの販売本数及び金額）を集計し、翌月１５日までに弊院経営企画係に販売実績報告書（任意の様式）を提出してください。

（８）禁止事項

①貸付物件を自販機設置以外の用途に使用することはできません。

②自販機設置の権利については、第三者に譲渡・転貸、又は他の権利を設定することはできません。

③貸付期間中は、自販機全部の販売を継続してください。設置事業者の都合で契約を解除した場合、当該年度の貸付料は返還できません。

④酒類の販売は行うことはできません。

（９）原状回復

設置事業者は、貸付物件を貸付期間が満了する日までに、契約が解除された場合は弊院

が指定する日までに、原状に回復してください。

なお、設置事業者は原状回復に要した費用、設置に伴い要した費用、改良費等の有益費その他の費用の支出があっても弊院に対して補償を請求することができません。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(10) 豊後大野市民病院災害時における飲料の提供協力に関する協定書

弊院は災害拠点病院の指定を受けていることから、災害発生時には来院者、入院患者はもとより、多数傷病者の受け入れや各種支援団体の受入拠点として機能することになるため、設置事業者と飲料水等の提供協力に関して協定を締結することとする。協定期間については貸付契約予定期間とする。

3. 入札参加申込

申込期限：令和 8 年 8 月 21 日(金)まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 【必着】 (土・日・祝日を除く。)

申込場所：豊後大野市民病院 医事・経営課 経営企画係

提出方法：持参または郵送

提出書類：①入札参加申込書（第 1 号様式）

②市税完納証明書

③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

④誓約書（第 2 号様式）

⑤販売予定品目一覧表（第 3 号様式）

※任意様式でも可（商品名、容器種別、内容量、販売予定価格の分かるもの）

⑥設置予定自動販売機の仕様が分かる資料

⑦過去 2 年間に於いて、自動販売機設置業務の実績を有していることを証明する書類（任意様式）

(例) 契約書の写し

4. 入札参加資格要件

入札参加者は、次のすべての要件を満たしているものでなければなりません。

(1) 個人の場合は豊後大野市内に住所を、法人の場合は豊後大野市または近隣の市に本店又は支店・営業所を有していること。

(2) 過去 2 年間に於いて、自販機設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。

(3) 次の各号に該当する者は入札に参加できません。

①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当すると認められる者。

②市税を滞納しているもの。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団。または、これらの暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者。

④暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者。

5. 入札

(1) 入札及び開札の場所及び日時

入札：令和 8 年 9 月 15 日（火）午前 10 時まで ※郵送での入札のみとする。

開札：令和 8 年 9 月 15 日（火）午前 10 時 豊後大野市民病院

(2) 入札の方法

- ①入札は一般書留または簡易書留の郵送のみとする。
- ②入札書は内封筒に入れ、密封しそれを外封筒に入れ郵送すること。ただし、物件番号での入札のため、それぞれの物件番号で入札書、内封筒を作成すること。なお、外封筒には入札公告の記載の件名、開札日及び商号を記入するとともに「入札書在中」と朱書きすること。
- ③入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額は加算しない金額）を記載してください。
- ④入札書は、弊院ホームページに掲載してある所定の入札書（様式4）を使用すること。

(3) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効になります。

- ①入札者として資格の無い者のした入札。
- ②競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
- ③2 通以上の入札書を提出した者の入札
- ④入札金額を訂正した入札
- ⑤入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
- ⑥前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。

6. 再度入札

初回の入札で落札者がいないときは、1 回限りの再入札を行う。再入札を行う場合は、初回入札日の午後 5 時までにファックスにより入札者に通知する。

7. 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は、弊院が定める予定価格以上の最高の価格をもって入札した者とします。

設置事業者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。

8. 契約の締結

設置事業者に決定した者は、以下の手続きを行っていただきます。

- (1) 行政財産使用許可申請書（様式第 13 号）を提出してください。
- (2) 設置場所における自販機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出してください。
- (3) 設置事業者は、決定の通知を受けた日から 7 日以内に自動販売機の設置にかかる貸付契約書を締結していただきます。
 - ①貸付契約は、総額（貸付が建物、落札金額×3 か年×1.10）で行います。
 - ②本件契約締結に関して必要な費用（印紙税等）は、落札者の負担となります。
 - ③印紙税の取り扱いについて、建物の貸付の場合、収入印紙は必要ありません。
 - ④本件契約を締結しない場合は、落札は取り消しとなります。

9. その他

本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行例、豊後大野市財産規則、豊後大野市契約事務規則、その他関係法令の定めるところによります。

本件入札に関する問い合わせ先
豊後大野市民病院 医事・経営課 経営企画係
〒879-669 豊後大野市緒方町馬場 276 番地
電話 0974-42-3121（内線 5230）
FAX 0974-42-3078
メール hosyu@bungo-ohno-hp.jp